

茨城県国土利用計画 (第四次)



—よりよい県土を次世代へ—

平成21年3月

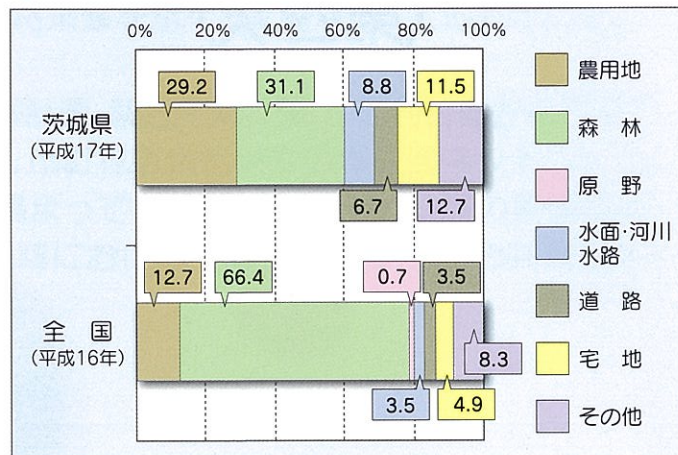
県土利用の状況

茨城県の土地利用の特徴

茨城県の県土面積は、約609,600ha(平成17年現在)と、全国第24位ですが、平坦な地形のため、可住地面積^{※1}は約397,597ha(全国第4位)、農用地面積^{※2}は約177,900ha(全国第2位)の広さとなっています。

土地利用面積割合は全国と比較すると、森林が低く、それ以外の用途が高くなっています。

土地利用区分ごとの割合

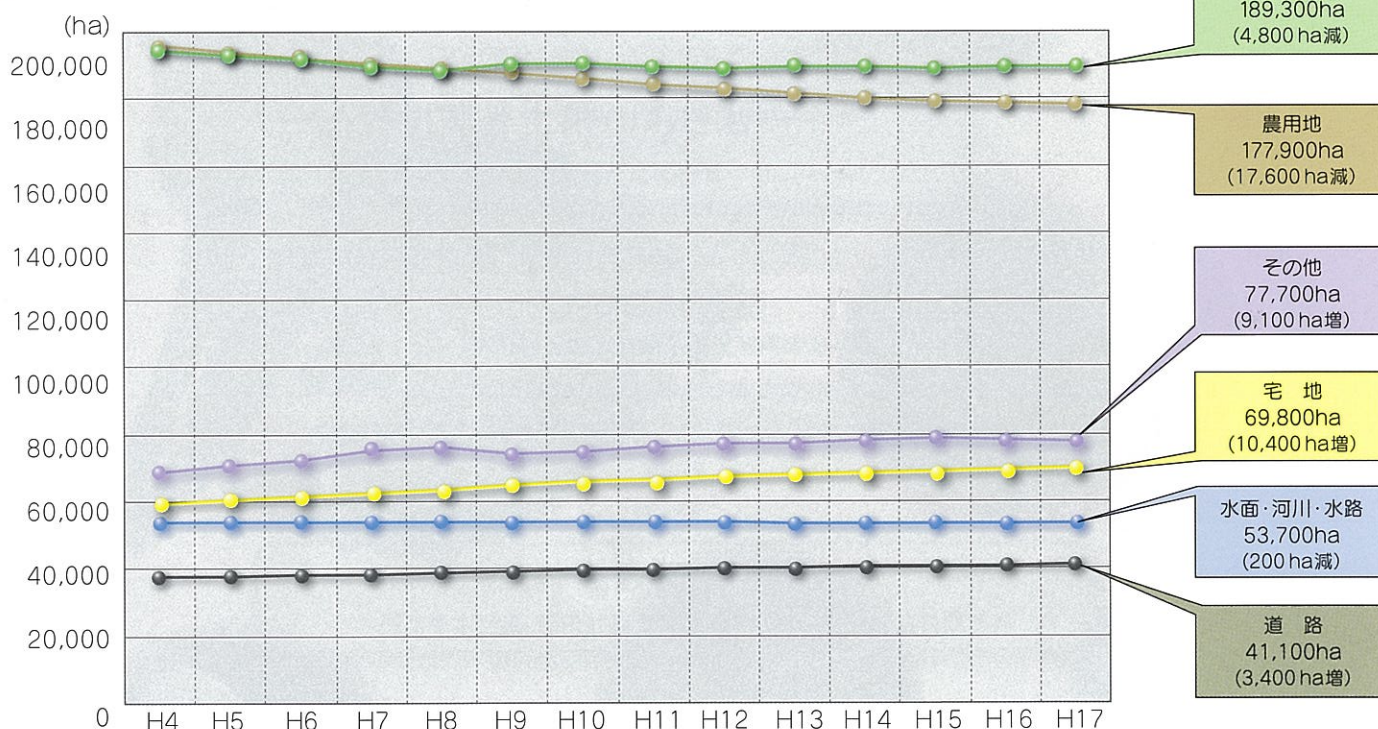


土地利用の動向

平成4年から平成17年^{※3}の県土利用の変化をみると、宅地^{※4}やその他^{※5}の面積が増加する一方で、農用地の面積が減少しています。

農用地面積は、平成4年から一貫して減少傾向にあり、平成9年からは森林の面積を下回るようになりました。一方、宅地面積は増加傾向にありますが、宅地の伸びは鈍化傾向にあります。

土地利用区別の面積の推移(平成4年～平成17年)



※1：可住地面積とは、農地や道路も含め、居住地に転用可能な既に開発された面積の総計。可住地面積＝総面積－(林野面積＋主要湖沼面積)。

※2：農用地とは、田、畑、採草放牧地を指す。

※3：平成4年は前計画における基準年次。平成17年は前計画における目標年次。

※4：宅地とは、住宅地、工業用地、その他の宅地(主に商業・サービス・業務などの施設用地)を指す。

※5：その他とは、公共・公益施設用地、レクリエーション施設用地、耕作放棄地などを指す。

利用区分
H17 面積
(H4 との比較)

計画策定の背景 (基本的条件の変化)

茨城県国土利用計画(第三次)が平成8年に策定されて以来、10年以上が経過し、県土利用を取り巻く前提条件が大きく変化しています。

1. 人口減少・高齢社会の急速な進展

- ・人口減少・高齢社会が急速に進展し、市街地空洞化、耕作放棄地・荒廃森林の増加や地域コミュニティの弱体化等が懸念されます。

県土の管理水準の低下懸念への対応が必要です。



4. 安全・安心な暮らしの確保の必要性

- ・県土の管理水準の低下等により、都市災害、自然災害等に対するリスクが増大しています。
- ・安全・安心な食料の安定供給への要請が高まっています。

災害や食料問題に対する安全性確保が必要です。



2. 持続可能な地域形成の必要性

- ・拡散型土地利用を続けていくと、社会資本の維持管理を効率的に行えなくなる懸念があります。
- ・マイカー依存により公共交通が弱体化し、交通弱者の移動手段の確保が難しくなっています。

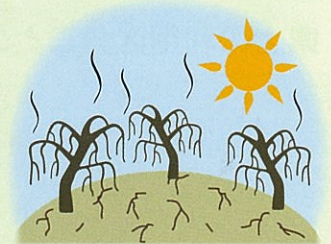
持続可能な地域形成への対応が必要です。



5. 環境問題への具体的な取組の必要性

- ・地球温暖化が進行し、温室効果ガスの排出削減が急がれています。
- ・生活の豊かさの実感と二酸化炭素排出削減を同時に達成できる低炭素社会づくりが求められています。

循環と共生を重視した土地利用が必要です。



3. 広域交通ネットワークの形成

- ・北関東自動車道、首都圏中央連絡自動車道、茨城港常陸那珂港区、茨城空港等の整備により、本県の陸・海・空の広域交通ネットワークが概成します。

本県の活力維持のために広域交通ネットワークを活用した土地利用が必要です。



6. 地域での創意工夫ある取組の必要性

- ・遊休農地の活用や森林整備など地域住民やNPO等による県土管理についての取組みが行われています。

様々な土地利用課題に対応するため、地域での創意工夫ある取組みの推進が必要です。



茨城県国土利用計画 (第四次)のポイント

今後本格化する人口減少・高齢社会に対応し、持続可能な地域形成を目指します。

県土利用の基本目標

- ・ 地域の特性に応じて、生活に必要な都市機能の確保を図ることを基本としつつ、中長期的には「公共交通を軸とした集約型土地利用」への転換を図っていきます。
- ・ 中心市街地の衰退や耕作放棄地の増加、森林の荒廃など県土利用の諸課題に対応します。
- ・ 茨城の優位性である広域交通ネットワークなどを活用した「活力ある県土利用」を推進するとともに、既存の社会資本ストックの活用など県土の有効利用を図ります。
- ・ 「安全で安心できる」、「循環と共生を重視した」、「美しくゆとりある」県土利用の観点を基本に県土利用の質的向上を図ります。
- ・ 所有者等による適切な管理に加え、地域住民、企業、NPOなど多様な主体の参画・連携等による「県土管理(総合的なマネジメント)」を推進します。

4つの基本方針と具体的取組

県土利用の質的向上

- ・ 自然災害の未然防止、被害軽減対策の推進
- ・ 森林の適切な管理
- ・ 安全なまちづくりの推進
- ・ 新エネルギーの利活用の促進
- ・ 公共交通の維持・利用促進
- ・ 廃棄物の3R(Reduce, Reuse, Recycle)の推進
- ・ 健全な水循環系の構築
- ・ 工コ農業茨城の推進
- ・ 景観計画策定による景観の維持・形成 など

県土の有効利用

- ・ 意欲ある担い手への農地の集積、農地の流動化、耕作放棄地の解消・発生防止
- ・ 緑の循環システムの構築
- ・ 道路空間の有効利用
- ・ 高齢社会に対応したまちづくり
- ・ 未分譲工業団地の利用促進
- ・ 低未利用地の計画的な活用促進
- ・ 自然的土地利用の転換抑制
- ・ 大規模な土地利用転換への適切な対応 など

活力ある県土利用

- ・ 広域交通ネットワーク整備効果を活かした人の交流や物流体系の構築
- ・ TX沿線のまちづくりやひたちなか地区開発等の推進
- ・ 最先端の科学技術の成果を活かした新技術等の開発や新産業の創出
- ・ 社会資本の適時適切な維持管理や有効活用
- ・ 公共交通を軸とした都市や農山漁村の機能分担
- ・ 各地域の集積産業等のネットワーク、交流・二地域居住等による広域交流圏の形成 など

県土利用の総合的なマネジメント

- ・ 国土利用計画法等の適切な運用
- ・ 基本目標に関する県民合意の形成
- ・ 土地利用関係計画への本計画趣旨の反映
- ・ 市町村との緊密な連携
- ・ 多様な主体が県土管理に参画する取組の推進や環境の整備
- ・ 県土情報の一元管理、分かりやすい情報提供
- ・ 指標等の活用による本計画の総合的な点検 など

県土利用の基本方向

茨城県国土利用計画(第四次)では,本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進展などに対応し,全体として増減傾向を抑制する方向で規模の目標を設定しています。

● 県土の利用区分ごとの基本方向

利用区分	基本方向	目標設定の考え方	目標の設定方向
農用地	・ 優良農地の確保と整備 ・ 耕作放棄地の発生防止 ・ 安全で質の高い食料の供給 など	・ 農産物の安定供給,農業の有する多面的機能の維持	減少傾向を抑制
森林	・ 多様で健全な森林の整備 ・ 身近な緑の保全・整備 など	・ 森林の有する多面的機能の維持	減少傾向を抑制
水面 河川等	・ 快適な水辺空間 ・ 霞ヶ浦対策など湖沼・河川の水質保全 など	・ 水源の確保,水害の防止等	現状維持
道路	・ 高規格幹線道路,生活道路,街路等の整備推進 ・ 既存ストックの持続的利用 など	・ 地域間連携・交流の促進,「産業大県」 としての発展基盤	必要な整備
宅地	・ 良好な居住環境の形成 ・ 工業団地の利用促進 ・ 既成市街地の土地の有効利用 など	・ 既存の社会資本等の有効利用による 人口密度の維持	増加傾向を抑制
市街地 ^{※6}	・ 既成市街地等における都市機能の集積 ・ 既存ストックの重点的な活用 など	・ 既存の社会資本等の有効利用による 人口密度の維持	現状維持

● 県土の利用区分ごとの規模の目標

(平成17年:基準年,平成29年:目標年)

区 分	面積比 (ha)		構成比 (%)		増 減 (ha,%)	
	平成17年	平成29年	平成17年	平成29年	面積	H29/17比率
農用地	177,900	174,200	29.2	28.6	▲3,700	97.9
農地	177,200	173,500	29.1	28.5	▲3,700	97.9
採草放牧地	700	700	0.1	0.1	0	100.0
森林	189,300	187,900	31.1	30.8	▲1,400	99.3
原野	100	100	0.0	0.0	0	100.0
水面・河川・水路	53,700	53,700	8.8	8.8	0	100.0
道路	41,100	43,700	6.7	7.2	2,600	106.3
宅地	69,800	71,900	11.5	11.8	2,100	103.0
住宅地	43,400	44,900	7.1	7.4	1,500	103.5
工業用地	8,300	8,400	1.4	1.4	100	101.2
その他の宅地	18,100	18,600	3.0	3.0	500	102.8
その他	77,700	78,100	12.7	12.8	400	100.5
合計	609,600	609,600	100.0	100.0	0	100.0
市街地	23,300	23,300	-	-	0	100.0

※6：市街地とは、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。原則として、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域を指す。

国土利用計画とは

国土利用計画は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に基づく計画で、農用地、森林、宅地など国土の利用区分に応じ、土地利用に関する将来像を示すものであり、土地利用に関して他の計画の基本となるものです。

国土利用計画については、対象地域に応じて全国計画、都道府県計画、市町村計画があります。地域によって土地利用状況は異なります。また、市町村広域合併や広域交通ネットワークの整備に伴い土地利用を広域的に考える必要性も高まっています。このため、地域の実情に応じた国土利用計画(市町村計画)を策定・運用し、地域における土地利用ビジョンの共有化を図ることが必要です。



茨城県

お問い合わせ
茨城県企画部水・土地計画課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
tel : 029-301-2619 fax : 029-301-2629

E-mail : mizuto1@pref.ibaraki.lg.jp

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/kikaku/mizuto/mizuto.htm>